

令和3年色麻町議会定例会4月会議録(第1号)

令和3年4月28日(水曜日)午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	渡邊勝男君
教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹荒弘君

社会教育課長兼公民館長 山崎長寿君  
兼農村環境改善センター  
所長

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋正彦君
書記	小松英明君

---

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会議日程の決定
  - 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（色麻町税条例等の一部改正）
  - 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）
  - 日程第5 議案第45号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第2号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会議日程の決定
  - 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（色麻町税条例等の一部改正）
  - 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）
  - 日程第5 議案第45号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第2号）
- 

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年色麻町議会定例会を再開し、4月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長としての次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、報告が1か件、承認が1か件、議案が1か件の合計3か件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、

町長、教育委員会教育長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、委員会活動であります。産業民生常任委員会から所管事務調査報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位のお手元に配付しております。このことについて、後ほど各委員長から報告をいただくこととしております。

なお、所管事務調査は委員会に与えられた固有の権限でありますから、調査で得られた知識を今後の議会活動に大いに活用されるよう、議長としてお願いをいたします。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、早坂利悦町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。御登壇の上、発言願います。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 日程に入る前に発言の許可を得ましたので、実は、先般の3月29日開会の議会定例会3月第2回会議の中で、議案第41号の下水道事業特別会計補正予算において、個別排水事業について天野議員から質疑があり、答弁をいたしました。その中で間違いがありましたので、おわびを申し上げますとともに、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） さきに行われました定例会3月会議第2回の会議の際に、下水道事業会計補正予算審議の際に、10番の天野議員様より御質問がありました。件で、すみません、天野議員より質問がありました。件で、令和2年度以前に設置した合併浄化槽からの配水を土側溝に排出した場所があったのか、なかったのかという御質問につきまして、土側溝に流しているという実績はございませんとお答えいたしましたが、土側溝にも流している事案があることが分かりました。私の確認不足によりまして、誤った答弁をしまして、大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

この件につきましては、天野議員の質疑の中で、ぜひ実態調査を的確にやって、もしあったならば善処をしていただきたいということもございましたので、今年度の個別排水処理施設維持管理業務の中で、放流先につきまして請負業者に確認をしていただくことにしましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（中山 哲君） 以上で、町長からの申し出による発言を終わります。

次に、産業民生常任委員会からの所管事務調査について報告をいただきます。産業民

生常任委員会白井幸吉委員長、御登壇の上、御報告願います。白井幸吉委員長。

〔産業民生常任委員長 白井幸吉君 登壇〕

○産業民生常任委員長（白井幸吉君） 産業民生常任委員長を務めております白井であります。産業民生常任委員会より、所管事務調査の報告をいたします。

所管事務調査報告書。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第 76 条の規定により報告します。

調査月日、令和 3 年 4 月 19 日。

調査事項、①保健福祉課、新型コロナワクチン接種について。②子育て支援室、認定こども園基本計画について。③建設水道課、個別排水事業について。④産業振興課、放射能汚染牧草処理について。

調査方法であります、各担当課長、室長並びに担当者より調査事項ごとに説明を受け、その後に質疑応答形式で調査を行いました。

調査結果であります、保健福祉課の新型コロナワクチン接種については、ワクチン接種は当面確保される量に限りがあるため、国が示す順位に応じて、①医療従事者等、②65 歳以上の高齢者、③基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者及び 60 歳から 64 歳の方、④それ以外の方の順に接種を行います。なお、65 歳以上の対象者は現時点、調査日の 4 月 19 日ではありますが、2,425 名であります。

接種は加美郡医師会の協力を得て行い、1 日当たり医師 3 名、看護師 5 名により、平日、土曜日は 260 名、日曜日は 450 名を予定しております。

接種日程は 1 回目が 5 月 11 日から、2 回目が 6 月 5 日からとなっておりますが、ワクチンの供給量により、多少待つていただく可能性もあるとのことでもあります。

質疑を踏まえて、委員会として次の要望をいたします。

1 つ目が、大規模な集団接種であり、事前にシミュレーションを行い、速やかな対応を望みます。2 つ目が、ワクチンを無駄にすることなく、全て使い切るよう実施することを望みます。3 番目が、副反応などへの対処の周知を図り、不安を取り除くよう対応を望みます。

次に、子育て支援室の認定こども園基本計画についてであります。

認定こども園基本計画のまとめに当たり、子ども・子育て会議委員の皆様方には大変御苦労様でございました。

今回の説明内容は、3 月 29 日の議員全員協議会と同様に、設置場所は現在の色麻幼

稚園、運営形態は民設民営であります。改めて説明を受けた後の質疑においては、学園周辺の用地取得費用の提示額が過大ではないか。事業者が園舎建設計画概要作成とのことだが、町として仮設、解体、建設までを想定した全体概算額を算出していたのかなど、子ども・子育て会議委員に建設場所の判断を仰ぐための資料としては偏りと不十分さがあり、場所決定の決め手としては説得力に乏しいとの意見がありました。

また、質疑後の委員会のまとめにおいて、送迎する保護者の利便性より土地取得の財政負担抑制を優先させていること、民設民営とすることの具体的な数字の裏づけがないことなど、今回のこども園計画が遠い将来のことまで考えた百年の計とする計画になっているのか疑問であるとの意見がありました。

今後、この疑問に対する詳細な説明を求めざるを得ないことから、検討の上精査を行っていただくよう委員会として申し上げます。

3番目の建設水道課の個別排水事業についてであります。衛生的で快適な生活環境の実現と、水環境の水質保全を図るために実施している事業であり、下水道全体として令和2年度までの対象戸数に対する水洗化率は、特定環境保全公共下水道事業で76.3%、農業集落排水事業で84.6%になっている中で、個別排水処理事業は対象戸数590戸に対し、浄化槽設置の水洗化戸数が269戸で45.6%となっております。

毎年10戸前後の設置状況で、今後321戸の設置完了までに長い年月を要するとの指摘に対しては、早期完了は厳しいが、多額の費用が伴う個人負担に対しては、融資の引き上げなどを内部で検討したいとのことでありました。また、個別排水事業で設置した箇所の排水状況について、再度調査をするとのことでありました。

質疑を踏まえて、委員会として次の要望をいたします。

1つ目が、個別排水事業が早期に完了するための計画を策定すべきであります。2つ目が、生活環境を保つために、浄化槽排水等の道路側溝への排水に関する基準を策定すべきであります。

次に、4番目が産業振興課の放射能汚染牧草処理についてであります。町内に保管されていた汚染牧草780トンのうち、実証実験やすき込みなどで、現在は約610トンの保管量であり、400ベクレル以下が487トン、400ベクレル超えから8,000ベクレル以下が123トンとなっております。

今後の処理方針は、400ベクレル以下は町内の畜産農家にすき込み農地の提供を依頼して、了承を得ればすき込みを実施。400ベクレル超えは県の指導の下、再測定を行

い、400 ベクレル以下の牧草はすき込み対象として、超えているものは長期間の保管になることから、集約化について検討していく必要があるとのことであります。

質疑において、集約化が厳しい中、損傷が著しいフレコンの詰め替えの検討については、詰め替えはせず、現状のままで保管していくとのことであります。

質疑を踏まえて、委員会として次の要望をいたします。

1つ目が、すき込みにより400ベクレル以下の量を減らす努力が必要であります。2つ目が、集約化の場所については、以前に理解を得られなかった場所は難しいと考え、広く集約化する場所を検討し、決めておくべきであります。集約化ができない場合は、フレコンの詰め替え方針も決めておくべきであります。

最後にまとめですが、今回の調査事項であります。新型コロナワクチン接種は初めて経験する業務であります。認定こども園の基本計画は内容の精査と併わせ、いまだ議論の余地があり、課題は山積していると考えます。個別排水事業は長期間に渡る事業と考えられます。放射能汚染牧草処理は町民皆様の理解や協力が不可欠な事業であります。どの事項も困難ではありますが、やらねばならないものでありますし、町民皆様の生活にとっても非常に重要な事項でもありますので、調査に対しての指摘・提言・要望で述べた内容も踏まえながら、事業実施を行っていただくよう強く望んで報告いたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、産業民生常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、3番相原和洋議員、4番白井幸吉議員の両議員を指名いたします。

#### 日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。4月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、4月会議は本日1日と決しました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（色麻町税条例等の一部改正）

○議長（中山 哲君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告について（色麻町税条例等の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 報告1号色麻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、御説明を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、色麻町税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、専決処分をいたした次第であります。

それでは、主な改正点につきまして、本日、議員皆様にお配りいたしました参考資料により御説明いたします。参考資料1ページを御覧ください。

1番目の個人町民税ですが、(1)は、住宅借入金等特別税額控除の特例の延長で、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅取得環境が厳しさを増す中、住宅投資を幅広く喚起するため、次の①及び②の要件を満たす場合には、控除期間が13年の住宅ローン控除を適用できます。

①は、一定の期間に新築住宅または建売住宅等の取得に係る契約を行っていること。一定の期間とは、新築住宅の場合は、令和2年10月から令和3年9月まで。建売住宅等の取得の場合は、令和2年12月から令和3年11月までとなります。②は、令和4年12月までの間に、①の住宅に入居していることとなっております。

続きまして(2)は、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しで、税制改正により、令和6年度以後の個人町民税について、30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の対象外となります。この改正に伴い、対象外となる国外居住親族については、個人町民税の非課税限度額の算定基準から除外することとなります。ただし、国外居住親族であっても、下記の①から③に該当する者は、引き続き扶養控除の対象となります。

①は、留学により住所、居所を有しなくなった者。②は、障害者。③は、その町民税の納税義務者から、前年において生活費等を38万円以上受けている者となります。

次の図で現行と改正後を示しております。

現行では16歳以上であれば、国内居住、国外居住を問わず控除対象扶養親族となり、扶養控除が適用されます。

改正後では、国内居住は現行と同様ですが、国外居住は30歳以上70歳未満のうち、先

ほどの①から③に該当する方を除いた網掛けの部分については、扶養控除が適用されないこととなります。

続きまして、2ページ御覧ください。

2番目の固定資産税ですが、令和3年度は固定資産税の評価替えに当たることから、土地価格の変動に伴う税負担の激変を緩和する負担調整措置などの適用年度が令和2年度までと規定されていたものを、適用年度の更新に伴い延長して継続するものです。

(1)の土地の税負担の調整措置を継続では、現行の「平成30年度から令和2年度」を、「令和3年度から令和5年度」と延長し、(2)の据え置き年度における土地の価格の下落修正措置を継続では、現行の「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」と延長するものです。

続きまして3番目の軽自動車税ですが、(1)は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しで、新たな燃費基準が令和2年3月に策定されたことに伴い、令和2年度燃費基準から令和12年度燃費基準に切り替えて、環境性能割の税率区分の見直しが行われます。

下の表を御覧ください。

区分のガソリン車・ガソリンハイブリッド車のところで、「令和2年度燃費基準+10%達成」を、「令和12年度燃費基準75%」に、「令和2年度燃費基準達成」を「令和12年度燃費基準60%達成」に、「平成27年度燃費基準+10%達成」を「令和12年度燃費基準達成55%」に改正されます。なお、税率につきましては、変更なしとなっております。

(2)は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減で、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を、現行の令和3年3月31日から9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。次の表に軽自動車の環境性能ごとの軽減前及び軽減後の税率を載せております。

続きまして、3ページを御覧ください。

(3)は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直しで、三輪以上の軽自動車税の種別割のグリーン化特例の対象を電気自動車等に限定し、適用期限を2年間延長した上で、令和4年度課税分及び令和5年度課税分について適用します。なお、営業用の軽乗用車については、現行の特例措置を2年間延長します。

次の表に、軽自動車の環境性能ごとの税率を載せております。

令和3年度課税分は、これまでの75%軽減、50%軽減、25%軽減が適用されますが、令和4年度課税分及び令和5年度課税分では、電気自動車等は75%軽減、乗用の営業用のみで50%軽減と25%軽減となります。

以上が主な改正点となっております。そのほかにつきましては、用語や規定の見直し、引用条項の変更、号番号ずれ、文言の修正等となっております。

それでは、参考資料で御説明した点について、審議資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。審議資料の1ページをお開きください。

第24条第2項は、参考資料1ページで御説明いたしました国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、個人町民税の均等割の非課税の算定基準から、国外居住親族を除くために改正するものです。

次に、5ページから6ページにかけて、附則第5条は先ほどの改正と同様に、個人町民税の所得割の非課税の算定基準から、国外居住親族を除くために改正するものです。

次に、8ページから11ページにかけて、附則第11条から第13条は、参考資料2ページで御説明いたしました固定資産税の負担調整措置等の適用年度を令和5年度まで延長して継続する改正です。

次に、11ページから12ページにかけて、附則第15条の2は、参考資料2ページで御説明いたしました軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減で、適用期限を「令和3年3月31日」から「令和3年12月31日」に改正するものです。

次に、12ページから13ページにかけて、附則第16条第2項から第4項は、参考資料3ページで御説明いたしました軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直しのうち、令和3年度課税分の規定で、第2項は75%軽減、第3項は50%軽減、第4項は25%軽減を規定しております。

14ページを御覧ください。

第5項から第8項は、令和4年度課税分及び令和5年度課税分の規定で、第5項につきましては、令和元年度税制改正で改正済みのため今回は改正ありませんが、自家用乗用の75%軽減、第6項は自家用乗用以外の75%軽減、第7項は営業用乗用の50%軽減、第8項は営業用乗用の25%軽減を規定しております。

次に、15ページを御覧ください。

附則第26条第2項は、参考資料1ページで御説明いたしました住宅借入金等特別税額控除の特例の延長について規定しております。

続きまして、附則について御説明いたします。議案書の6ページをお開き願います。

第1条の施行期日は、令和3年4月1日から施行すると規定しており、地方税法等の関係で、これと異なる日に施行するものを第1号から第4号に規定しております。

第2条は、町民税に関する経過措置を規定しております。

次に、6ページから7ページにかけて、第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

次に、8ページの第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上、色麻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の御説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

○議長（中山 哲君） 日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 承認第1号色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御説明を申し上げます。

この条例は、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたした次第であります。

詳細につきまして、お手元の審議資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。審議資料の19ページをお開きください。

第2条の改正内容は、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、基本計画の同意期限が令和5年3月31日まで延長されましたので、それに合わせ、第2条中の「平成33年3月31日」を、「令和5年3月31日」に改正するものです。

また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、省令の名称が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」から「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改められたことにより、条例第2条中の「第25条」を「第26条」に改正するものです。

施行期日は、令和3年4月1日となります。

以上、色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の御説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今の説明ですと、長いんだね、色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例ということで、これが変わるということなんですけれども、要するにこの法律の第25条から第26条に適用が変わるというふうに理解したんですけれども、具体的にこの25条の課税の特例と、26条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置っていうのをそれぞれこれを適用した場合、何がどのように違うのか、分かりやすく説明をしていただければと思います。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

こちらにつきましては、法律の項ずれにより、25条から26条に変わったということがあります。以上のような回答でよろしいでしょうか。（「内容は同じってことか」の声あり）

内容につきましては、全く変わりはありません。項ずれによる25条から26条の改正ということになります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 分かりました。

25条から26条に構成変わったということで、内容的には変わらないということなんだそうですけれども、そういう中で参考のためにお伺いしておきたいんですけれども、今まで地域経済牽引事業促進のこれらの条例で適用になった、この対象となった企業何社ぐらいで、そしてまた、総額の減免額それぞれ。

それから今現在の固定資産税収入額、収納額っていえばいいのかな、それぞれ幾らなのか、3点お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

まず、この条例に基づき、課税免除になった企業の数ということですが、今まで該当になった企業はございません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ないということであります。

今回、これが適用される会社があるというふうに理解してよろしいんですか、そうすると。

それから先ほどこの条例の一部を読み上げましたけれども、審議資料どれだ、ああ、これだな、この中で今回、これが議会で承認されれば、この平成33年3月31日というのは、当然今後直すというふうに理解してよろしいわけですね。では、それは分かりました。

1点だけ。

対象なる企業はあるのかどうか、これが。今回改正して。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

この課税免除のまず基本的な流れということになりますけども、まず、企業さんから計画を提出してもらうことになります。その計画の認定ということになりますが、それはあくまでも県が行うことになります。その県が認定した計画に基づいて、設置したものに對して減免対象ということになりますので、今現在では計画を提出しているところはありませんので、現状では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### 日程第5 議案第45号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第45号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第45号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,540万9,000円を追加し、予算総額を42億9,270万6,000円といたしました。一部を除き、新型コロナウイルス感染症対応のための事業となっております。

まず、歳入のほうから申し上げます。議案書16ページを御覧いただきたいと存じます。

第15款国庫支出金は第2項国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金5,239万6,000円の増。

第16款県支出金は第2項県補助金で、補助メニューの変更に伴い、温暖化防止森林づくり推進事業補助金568万3,000円を減額し、新たに森林環境保全整備事業補助金として576万9,000円を増額いたしました。また、まん延防止等重点措置等に基づく時短営業の協力要請に対応する時短営業協力金交付事業補助金1,860万円の増など、合わせて1,951万3,000円の増となっております。

第19款繰入金は第2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金350万円の増といたしました。

次に、歳出に移ります。議案書17ページと併せまして資料、お配りしました資料、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画概要のほうを御覧いただきたいと思います。

第2款総務費は第1項総務管理費において、第18目新型コロナウイルス感染症対策費を設け、事業ナンバー1番、役場庁舎内の感染機会を削減する事業として、空気清浄機等の備品購入費として508万2,000円。事業ナンバー14番、工場立地加速化奨励金として350万円。合わせて858万2,000円の増となっております。

第3款民生費は第1項社会福祉費において、第9目新型コロナウイルス感染症対策費を設けまして、事業ナンバー2番、感染症対策を実施している事業者に20万円の奨励金を支給する社会福祉施設感染症対策奨励金120万円。

事業ナンバー3番、ふれあいはーと訪問事業として、町社会福祉協議会補助金61万5,000円。

事業ナンバー4番から6番は、加美病院の経営改善化支援事業83万7,000円。感染防止対策事業142万円。通信環境整備事業239万2,000円の、合わせて464万9,000円を加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金として増としております。

事業ナンバー15番、休業等により収入が減少し、生計の維持が困難となった方一人当たり10万円を支給する生活安定再建支援金100万円。社会福祉費合計で746万4,000円の増となっております。

第2項児童福祉費では、第10目新型コロナウイルス感染症対策費を設けまして、事業ナンバー16番、4月1日以降に産まれた子1人当たり10万円を給付する新生児特別定額給付金400万円の増となっております。

第6款農林水産業費は第1項農業費において、多面的機能支払交付金事業補助金110万2,000円の増。歳入でも申し上げましたが、メニューの変更に伴う温暖化防止森林づくり推進事業委託料873万6,000円を減額し、新たに森林環境保全整備事業委託料として840万円を増額いたしております。

また、第14目新型コロナウイルス感染症対策費を設けまして、事業ナンバー7番、愛宕山公園内のトイレ手洗い機の自動水洗化工事費104万2,000円。農業伝習館宿泊施設のトイレ手洗い機の自動水洗化工事費128万円。合わせて342万4,000円の増というふうとなっております。

第7款商工費は第1項商工費において、4目新型コロナウイルス感染症対策費を設けまして、事業ナンバー17番、町内全世帯に対し、町内で使える1万円の商品券を交付するための地元支援商品券事業委託料2,139万1,000円。まん延防止等重点措置等に伴い、時短要請に応じた事業者への補助金として1,860万円など、合計で4,212万2,000円の増となっております。

第8款土木費は第1項土木管理費において、第2目新型コロナウイルス感染症対策費を設け、建設水道課内の感染対策備品購入費46万円。

第4項住宅費において、上ノ原住宅消防設備改修工事費230万円の増となっております。

第10款教育費は第1項教育総務費において、第5目新型コロナウイルス感染症対策費を設け、事業ナンバー10番、小中学校消毒作業委託料427万7,000円。事業ナンバー11番、幼稚園消毒作業委託料169万4,000円。合計で597万1,000円の増となっております。

第6項保健体育費では、6目新型コロナウイルス感染症対策費を設け、事業ナンバー12番、町民小体育館の網戸設置工事費97万9,000円。事業ナンバー13番、給食センターの感染対策備品購入費46万円。合わせまして143万9,000円の増となっております。

第14款予備費は13万2,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、概要の1ページ目にもありますけれども、三次分として8,945万3,000円の内示を受けているところでございますが、今回の補正におきましては、新型コロナウイルス感染症対応分として2,154万4,000円。それから地域経済対応分として3,085万2,000円の、合わせまして5,239万6,000円を予算化してございます。

今回のこの実施計画では、差し引いた3,705万7,000円については下回っているという状況で、充当を留保という形になっておりますが、今後、年度内において2回程度の実施計画の提出がありますので、その時期における感染状況や経済状況に対応した事業を改めて精査をし、御提案をしたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げますが、詳細については款項を追っての質疑の際にお答えを申し上げます。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書16ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第16款県補助金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

続いて、歳出に入ります。

第2款総務費第1項総務管理費。3番相原和洋議員。

- 3番（相原和洋君） 負担金、補助金関係について、こちらで工場立地加速化奨励金なるものが今回350万円ついております。議案書関係の説明、実施計画書にも載っておりますけれども、事業の趣旨については御理解はしておりますが、概要についてちょっと具体的にお示しいただきたいなと思います。

事業拡大に対して、支援が生じること及び新しい生活様式への対応などの検討するための負担をこの中に含んでいると。この奨励金、工場加速化について、こういった形でこういった理由をつけたのか、まず1点。

また、新たに優遇措置を設置するとなっております。今までの優遇措置、工業団地における優遇措置と何か変わるか、その点を2点目。

あと、土地取得面積に応じた奨学金となっております。具体的にこういったもの、どれだけの面積に対してどれだけの割合を示すのか、その点3点まず確認をしておきたいと思います。

- 議長（中山 哲君） 企画情報課長。
- 企画情報課長（菅原伸一郎君） 相原議員にお答えいたします。

今回のこの工場立地加速化奨励金でございますが、事業概要にも記載させていただいておりますが、このコロナ禍におきまして企業活動、特に新規立地等による事業の拡大に支障が生じていること、新しい生活様式への対応といったような記載をさせていただいておりますが、報道等でもございますけれども、やはり飲食業あるいは観光業などのサービス産業がかなり報道はされておりますが、やはり同様に製造業においてもそのサービス産業の影響を受けている、あるいは海外の需要に頼っていた、あるいは今後海外への販路、海外の需要を見込んでいた分野、そのような分野においては、特に工場立地等の設備投資計画への影響があるといったような報道がございまして、その結果、工場進出の延期あるいは中止を余儀なくされているといったような、全国的な流れの中でもございます。

そのような中、本町へ進出、そして立地を御検討いただいている企業に対して、今回の奨励金制度を創設することで立地活動の促進、そして、そのことによって雇用活動などを含めた本町経済の活性化を図ると、これが事業の目的でございます。

2つ目でございますが、その優遇措置でございますが、これまで本町は先ほど条例改正もございましたけれども、固定資産税の課税免除、そしてまた、その課税免除相当額の奨励金の交付といったようなこれまでの制度がございまして、今回この令和3年度のコロナの実施計画、コロナ交付金の実施計画に計上されたこの事業に関しましては、そ

の優遇制度とは別にこの奨励金、コロナ禍における奨励金を交付させていただくというものでございます。

3つ目のこの350万円ということでございますが、今現在、本町大原工業団地第1工区の約1万7,000平米でございます。こちらに立地をしていただけるというようなことで、今議員も御存じのとおり、協議交渉中でございますが、1万7,000平米その中でいろいろ協議交渉中の途中ではございますが、平米当たり200円程度、平米当たり200円ということで1万7,000平米でございますので、単純に計算しますと340万円ということになります。今登記作業中で面積が、若干の面積の移動ということも考慮いたしまして、予算上350万円とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 先ほど3点質問させていただいて、まず初めに新しい生活様式、工業の部分で海外の販路を求める企業に対してもという、今答弁をいただきました。本町としてもやっぱり海外へ販路を求める企業に声かけを入れていくんだろうとは思いますが、ここの部分1社当たりどのくらいの形で今回奨学金を見てたのか。ただ、この金額を今聞くところによると、今登記簿してる部分に対して340万円、約満額ここで使うという話になるものですから。（「350万円」の声あり）350万円、失礼しました、かかるというお話になってるものですから、そういった新しい様式で海外の販路を求める企業が本町に来た際、奨学金としてどっから今度求めるのかなという部分もあると思うんですよ。そういう部分がどうなのか、再度確認をしておきたいと、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

事業概要にもございますが、本町への立地を検討していただいている企業ということで、これまでも申し上げてございますが、いわゆる加美よつばラドファ様、それから株主となられました全農様と、両社と今協議交渉をしているというところでございます。将来的にはやはり規模拡大を見据えた計画をお持ちであると。それは、やはり海外への販路の拡大といったようなものもあるというふうに伺ってございます。

そのような中で、先ほど1工区1万7,000平米程度と申し上げましたが、やはり全面積は御購入をいただいて、ぜひ将来の見据えた増設にも対応できるように、そのような交渉を続けているというところでございますので、ぜひその全工区的面積を購入いただき、この奨励金を創設させていただくことで、さらに工場立地の加速化促進につながるというふうに考えてございますので、今回この奨励金を新たに創設をさせていただいたということでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今課長の説明を聞いて初めてというか、分かりました。

今回の工場立地加速化奨励金は、これ全農、ラドファに対する全額の奨励金というこ

とで承っておけばよろしいんですね。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、社会福祉費のこの新型コロナウイルス感染症対策費について、1点だけお伺いをしておきたいと思えます。

審議資料のナンバー2によりますと、町内の社会福祉施設という文言がうたわれております。この社会福祉事業については施設サービス、また、訪問系のサービスもあろうかと思えますけれども、この文面見ますと、あくまでもこの施設でのこの福祉サービスというようなイメージを受けますけれども、訪問系の事業者に対してのこの奨励金については、どのように考えているものかどうか、お伺いをしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

社会福祉施設感染症対策奨励金でございますが、昨年度に引き続き今年度も事業実施ということで考えてございます。

まず、奨励金の交付対象者でございますが、町内で介護保険法に基づく施設または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所を運営している法人に対しての奨励金ということで考えてございます。

訪問系ということでございますが、実質については社会福祉協議会が訪問系サービスを実施ということでございますので、社会福祉協議会さんに対しても対象というふうには考えてございます。町内の事業者として全部で6事業所を現在のところ見込んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） そうしますと、訪問系の事業者に対してもこの奨励金の対象ということで考えているということよろしいわけですね。

そして、あともう1点ですけれども、例えば一つの事業所であっても、二つの事業形態あるいは三つの事業形態を抱えている事業者もあろうかと思えます。例えば社協さんであれば、町から指定管理として業務委託されているデイサービス部門、また、保健福祉センターの東側に障害者の方々の支援を行う施設、また、ホームヘルパーさんの派遣事業もやっております。また、ケアマネジャーの居宅介護支援事業という形で、四つの事業を展開していると思えますけれども、そういう場合、どのような形でこの奨励金を対応するのか。あくまでも社協さんは一つの事業体だということで20万円で打ち切りといたしますか、そういう形になるのか、その辺についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

福田議員おっしゃるとおり、運営する事業所の数にかかわらず、1事業者につき20万円ということで、奨励金の交付については考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今いろいろマスコミなどでも病院も大変逼迫していると。また、医療以外でこの在宅福祉サービス部門でのこの感染症対策についても大変な状況にあるという報道がなされております。

そうした中で、やはりもっと事業所単位じゃなくて事業別といいますか、そういう形の対応もやはり必要ではないのかなというふうに考えますけれども、やはりその辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

また、一つの経営体であっても、役場の後ろにデイサービス部門と、あと、居宅介護支援事業、一つの事業者といいますか、実施しているところもありますけれども、それについてはどのような対応をなさるものか、そこもお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 社会福祉協議会のほかにも法人について一事業じゃなくて、二事業もやっている事業者さんもございます。そういった部分も踏まえて、事業所の数にかかわらず、一事業者につき20万円というふうに交付を考えてございます。

ただ、ちょっとお伺いしますと、町のこういった奨励金だけではなくて、県の事業も活用しながら、そういった感染対策を講じているというようなお話も伺っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）

第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）

第4項住宅費。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ここで上ノ原住宅の消防設備改修工事230万円、これは今回のやつが新型コロナウイルス関係でほとんどウエイトを占めているような感じがするんですが、これは当初、本来であれば計上すべき案件ではなかったかと思われまして。ただ、急遽この消防設備が何かの事情で壊れたとか仕損したということであれば分かるんですが、これは今回補正じゃなくて、当初に計上すべき案件ではなかったのかと思われまして、その説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

この消防設備の改修工事ということでございますけれども、これは消防設備等点検ということで、年に2回ほど点検をしております。点検の報告が3月中頃、15日というこの報告でございます、その報告の中に警報器の交換と、あと、避難用はじごの交換が必要だと、必要ですよということで報告がございましたので、どうしてもその3月半ば過ぎということでございましたので、当初予算のほうに上げることができませんでしたので、今回急遽お上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。大内直子議員。

○1番（大内直子君） 小・中学校及び幼稚園の消毒作業委託料とありますけれども、どういう内容の消毒作業をするのか教えてください。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 大内議員にお答えいたします。

こちらの消毒作業につきましては、令和2年度にも実施させていただいた校内及び園舎内の消毒作業という内容になります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それは校内など、いろいろなものにウイルスがいる可能性があるために消毒をするという、そういう理由でしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 可能性があるということでの消毒作業、拭き取り作業ですね。共用部分のドアのノブなり、机の消毒作業という内容になります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 可能性があるということなんですが、ウイルスそのものは環境中に生きたウイルスがないということは、普通の科学的常識としてありまして、今消毒、何にでもとにかく消毒をするということが続いていることによって、手荒れとかすごひどくなつて、手荒れがひどくなったためにまた新しく手荒れの薬を塗るような、そういう状態というのが出てきまして、何でもかんでも消毒ということが果たしていいことなのかというのが非常に疑問に思うわけですが、そういうことについていかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） これは以前にもお答えしたんですけれども、教育委員会の方針としまして、やったほうがよりよいと考えられるもの、それがやれるものであれば新型コロナウイルス感染防止対策のために積極的にやっていくというものであって、今回交付金がまたございましたので、現在のいわゆる感染状況等も考えまして、ぜひともということで上げたものでございます。

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）  
第6項保健体育費。（「なし」の声あり）  
第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）  
以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、令和3年色麻町議会定例会4月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日4月29日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日4月29日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前11時06分 散会

---